

岩見沢市行政手続条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

行政手続法の改正に伴い、不利益処分の名宛人に対し聴聞の通知をする場合等において当該名宛人の所在が判明しない場合の公示の方法について、現行の掲示場における書面の掲示に加え、岩見沢市ホームページにおいても不利益処分に係る通知内容を閲覧することができる状態とする。

第2 改正の内容

- (1) 聴聞の通知に係る公示の方法の規定を整備（第15条、第16条関係）
- (2) 聴聞の続行期日の指定通知における準用（第22条関係）
- (3) 弁明の機会の付与の通知における準用（第29条関係）

第3 施行期日

公布の日

岩見沢市条例第15号

岩見沢市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月29日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市行政手続条例の一部を改正する条例

岩見沢市行政手続条例（平成19年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第 29 条中「第 15 条第 3 項及び」の次に「第 4 項並びに」を加え、「同項第 3 号」を「同条第 4 項中「第 1 項第 3 号」に、「同条第 3 号」を「第 28 条第 3 号」に、「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に、「第 15 条第 3 項後段」を「第 15 条第 4 項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の岩見沢市行政手続条例（以下「新条例」という。）第 15 条第 3 項及び第 4 項（これらの規定を新条例第 22 条第 3 項（新条例第 25 条後段において準用する場合を含む。）及び第 29 条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。